一般競争入札（事後審査型）についてよくある質問

令 和 ７ 年 ２ 月 １ 日
石 川 県 土 木 部 監 理 課

Ｑ１　入札参加資格の確認について

事後審査型であるため、開札後、落札候補者のみ入札参加資格の確認を行います（第１の落札候補者に資格が認められなかった場合は、次順位の候補者となる）。そのため、その他の入札参加者については、入札参加資格の確認を行いません。

なお、参加（希望）案件に係る入札参加資格の有無の問い合わせについては一切お答えできません。

Ｑ２　入札参加資格確認申請をする際に必要な提出書類について

入札参加資格確認申請書（様式第１号）を作成し、原則、電子入札システムにより、業態調書、総合評価方式に係る技術資料（表紙及び様式１～３）を添付のうえ提出してください（容量の合計が３ＭＢを超える場合は、電子入札システムにより入札参加資格確認申請書を提出するとともに、郵送により業態調書及び総合評価方式に係る技術資料を提出してください）。

なお、入札参加資格確認申請書等については、監理課ＨＰにおいて様式を公表しています。

Ｑ３　入札参加資格確認申請書及び総合評価に係る技術資料に記載の証明書類について

入札参加資格確認申請書及び総合評価方式に係る技術資料に記載の証明書類については、原則、落札候補者のみ提出が必要となります。

開札後、提出を求める通知を受けた者は、指定の期限までに郵送、持参又は電子メール（ファイル形式はＰＤＦファイル）により提出してください（提出期限までに提出が無かった場合は入札を無効として取り扱います）。

提出書類については、特に袋綴じ等の必要はありませんが、入札参加資格確認申請に係る証明書類と総合評価方式に係る技術資料の証明書類を別々にクリップ留め等で分けて提出してください。

なお、**入札参加資格確認申請と総合評価方式に係る技術資料に記載の証明書類について、重複するものがあれば、別途提出する必要はありません。**

Ｑ４　入札参加資格確認申請書及び総合評価に係る技術資料の差し替えについて

入札参加資格確認申請後、入札参加資格確認申請書及び総合評価に係る技術資料の差し替えについては、原則、認められません。ただし、配置予定技術者が死亡、傷病、退職等、やむを得ない場合は差し替えを認める場合があります（第三者が発行する書類等で当該事項を確認できる場合に限る）。

Ｑ５　入札参加資格確認申請等をするにあたって、やむを得ない事由により電子入札システムを使用できない場合について

入札参加資格確認申請書（様式第１号）により、書面にて申請を行ってください。ただし、これまでと同様「紙入札方式承諾願」を併せて提出する必要があります。やむを得ない事由については、石川県電子入札運用基準２－１、２－２を参照してください。

Ｑ６　建設業法第３条第１項の許可に係る営業所について

種　類	内　容	確認方法
主たる営業所	建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する営業所であり、建設業許可申請上、「主たる営業所」として申請のあるもの	・直近の経審結果 ・許可申請書（別表）
営 業 所	上記の主たる営業所及び建設業許可申請上、「その他の営業所」として申請のあるもの	・許可申請書（別表）

Ｑ７　入札参加資格要件として求める点数及び年間平均完成工事高について

【点数】

点数については、入札公告に記載されている期間内の審査基準日における経審点数と石川県の主観点数の合計値です。

【年間平均完成工事高】

上記と同じ審査基準日における経審結果記載の年間平均完成工事高です。

なお、２年平均、３年平均については、経営事項審査申請の際に選択したものとなります。

Ｑ８　入札公告における施工実績と総合評価における同種工事について

入札公告における施工実績については、入札参加資格要件として求める施工実績であり、当該施工実績のない者は入札参加資格を有しません。

一方、総合評価方式において求める同種工事の施工実績については、当該施工実績があれば、評価・加点の対象となり、施工実績がない場合は、加点されません。

つまり、入札公告における施工実績を満たしていれば、総合評価における同種工事の施工実績がなくても、入札に参加することができます。

Ｑ９　入札公告における施工実績及び総合評価方式における同種工事の確認方法について

施工実績として申請する工事に係る契約書及び工事内容の確認できる図面・仕様書等の写しを提出してください。

なお、契約書の写しについては、工事名・契約金額・工期・発注者・請負者が確認できる部分のみで構いません。また、CORINS 登録されている場合は、

契約書の写しを提出する必要はありません。この場合、登録されていることが確認できるものの写しを提出してください。

Ｑ１０　証明書類の提出（Ｑ３）の通知を受けた際に提出する経審結果について

点数及び年間平均完成工事高については、入札公告記載の期間に存する基準日での経審結果を採用しますが（Ｑ７参照）、提出していただく経審結果の写しについては、経審切れ（※）がないかを確認するために提出していただくものですので、最新の経審結果を提出してください。

※ 建設業法第 27 条の 23

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。

Ｑ１１　落札決定保留中の落札候補者に関する問い合わせについて

現在のところ、開札後の落札決定保留中に落札候補者の公表はしていません。また、問い合わせ等にもお答えできませんので、ご注意ください。

Ｑ１２　配置予定技術者の専任の要否について

予定価格が、建設業法において専任が必要となる金額（建築一式工事は 9,000 万円以上、その他の工事は 4,500 万円以上）の場合は、落札者の決定にあたって配置予定技術者の専任性を求めるものとします。

専任が不要である金額の場合は、当該工事における配置予定技術者の専任性は求めませんが、専任を要する他工事に従事中の者を重複して配置することは、建設業法違反となるため、認められません（ただし、当該工事と従事中の他工事との兼務が承認された場合は重複配置可とします。）。

＜例（建築一式以外の工事）＞

入札参加案件 （予定価格）	技術者の 重複配置	受注中工事 （契約金額）
4,200万円（専任**不要**）	←→ 可	4,000万円（専任**不要**）
	←✕→ 不可※	5,000万円（専任**必要**）
5,000万円（専任**必要**）	←✕→ 不可※	4,000万円（専任**不要**）
	←✕→ 不可※	5,000万円（専任**必要**）

※　両工事間で技術者の兼務が承認された場合は可とする。

Ｑ１３　配置予定技術者の専任性の確認について

配置予定技術者の専任性は、開札後、落札候補者となった入札参加者の配置予定技術者について、入札参加資格確認申請書の提出期限の末日を基準日とし、発注者支援データベース（コリンズ）により確認します。

入札参加者は、他の工事に従事している主任（監理）技術者を配置予定技術者として参加申請を行うことは差し支えありませんが、その場合は、入札対象工事の契約工期開始日までに他の工事の完成検査が終了している必要があります。（発注者は、落札候補者に対し、入札対象工事の契約工期開始日までに他の工事の完成検査が終了することを口頭で確認します。）

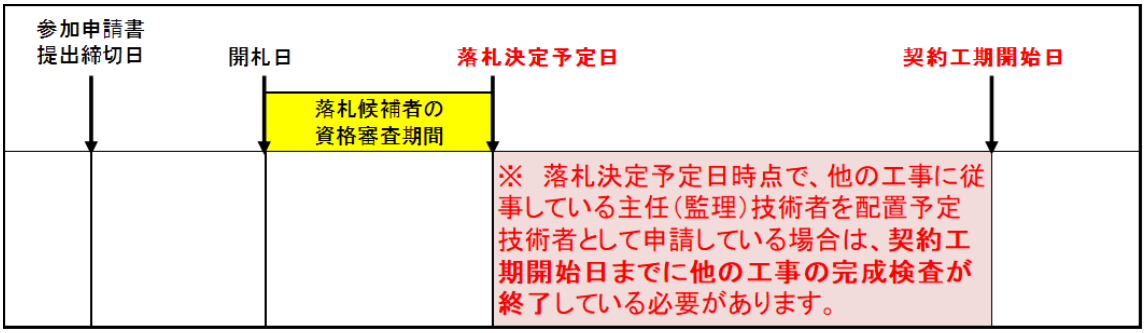

※ 落札決定後、契約工期開始日までに他の工事の完成検査が終了せず、配置予定技術者を配置できなくなった場合、契約を解除し、指名停止の措置を行うこととなります。

Ｑ１４　配置予定技術者の雇用確認について

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等の写しにおいて、３ヶ月の雇用を確認します。監理技術者証がある場合は、当該証の写しにおいても確認が可能です。なお、監理技術者証の記載内容に疑義がある場合は、別途、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等の写しにおいて確認することがあります。

３ヶ月の確認については、申請書の提出期限の末日をもって確認します。

Ｑ１５　配置予定技術者を複数挙げることはできるか

配置予定技術者の申請については、２人まで同時に申請することが可能です（入札公告に記載のとおり）。ただし、この場合の総合評価方式に係る評価については、最も評価点の低い技術者で採点することになりますので、注意してください。

Ｑ１６　申請後､他の工事の契約により配置予定技術者を配置できなくなった場合について

入札前については、入札辞退届を提出してください。また、入札後については、申請取下届を提出してください（入札心得第４条の２を参照してください)。

なお、申請取下届を提出した者の入札書については、資格のない者の入札書として無効とします。

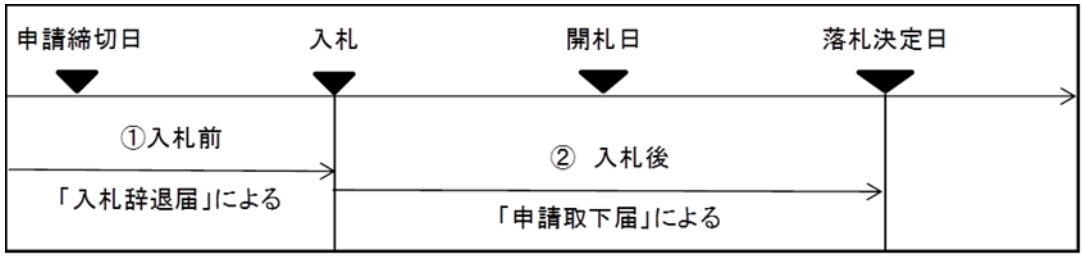

※ 上記の手続を怠り、他の工事の契約により配置予定技術者を配置できないにも関わらず､入札参加資格確認申請を行った案件について落札決定がなされた場合には、契約を締結することができません。また、指名停止の措置を行うこととなります。

Ｑ１７ 入札参加資格の確認時点について

入札参加資格の有無の確認は、申請書の提出期限の末日をもって行います。会社更生法・民事再生法に係る入札参加資格の再認定についても、当該時点において、判断することになります。